

区別し、肉片は川の橋の欄干から捨て、骨は他家のゴミに紛らせて捨てました。毎晩、その作業を続け胴体の一部だけが残った段階で逮捕されました。安置場の娘の姿は、小さい赤い肉塊で声も出ませんでした。

裁判員裁判では死刑判決が言い渡されました。弁護士は即時控訴しましたが、犯人が控訴を取り下げ、死刑が確定しました。初犯で、殺人の数が1人だけで死刑判決になった例はないとのこと。私たち家族にとっては喜ばしい結果なのかも知れませんが、裁判で死刑が確定したからといって嬉しく思えることなんか一つもありません。娘と二度と会えない辛さ、悲しさは自分の寿命が尽きるまで消えません。

しかし、死刑が確定したからといって許すつもりもないし、終わりにするつもりもありません。毎朝、お墓にお参りし、休日は、日に3度お墓に行きます。申し訳ないと謝っています。人並みの幸せを与えてやれず、親の責任が果たせなかったと、毎日詫びているのです。婚約者に申し訳ないという思い、生きていたかっただろう、やり残したことが一杯あったらろうに……。娘の無念さを誰が晴らしてくれるのでしょうか。死刑判決で終わらないのです。刑務所で、犯人が鬼畜のまま平穏に生涯を終えることが私には許せないのです。罪もない人間を恐怖と苦しみのどん底に突き落

とした殺人鬼を、苦しめてやりたい。残っているかもしれない犯人の良心を引きずり出し、本当の苦しみを味わわせ、悩み、己を恥じて死んでもらいたい。私に課せられた役割の一つなのです。

死刑囚にも人権と言われますが、人を虫けらのように殺す殺人者の人権が大切でしょうか。殺された側には人権がないのでしょうか。意図的に人を殺害した輩は、殺害した時点から人ではなくケダモノです。刑に服せば償ったことになるのではなく、被害者と被害者家族が納得するものでなければ償いとは言えません。自らの死をもって詫びることが最低限の償いなのです。死刑囚が死んだ後も、被害者家族は、死ぬまで傷が癒えることはないのです。

今回の判決は、良識ある市民と裁判官、検事により、身近な一般社会の判断に近づけたことを意味します。初犯で、被害者が1人である殺人事件での死刑判決を、例外的判決と捉えるのは間違いです。これが当然と思う社会でなくてはいけません。私は、1人でも被害者や被害者家族と呼ばれる人が少なくなって欲しいと願っています。ただでさえ、被害にあったという心的ストレスがかかる中、本来、人を救うはずの法律が、逆に人を苦しめる凶器になっているのではないかと危惧しています。

3. 死刑制度について

被害者の数、計画性の有無、前科、量刑制度など、死刑制度をめぐるさまざまな論点があります。どのような場合に死刑判決が下されるのか、そこにどのような問題があるのか、弁護士4人が意見を述べました。

被害者の人数と死刑判決

弁護士 山崎 勇人

「殺害された被害者が1人の場合には、加害者は死刑になりにくい」このような話を聞いたことはないでしょうか。

どのような場合に死刑判決が言い渡されるのかを考えるにあたって避けては通れないのが、「永山基準」です。昭和58年7月8日に最高裁第二小法廷が下した判決の内容が「永山基準」といわれるようになりました。

この事件で最高裁判所がどのように判決したか、ポイントが全部で9つあります。

1. どのような性質の犯罪が行われたか
2. 犯行の動機は何か
3. 犯行の態様、特に殺害の手段方法が執念深い、あるいは残虐であったか
4. 犯行による結果がどれほど重大か、特に殺害された被害者の数は何人か
5. 遺族がどれほど強い処罰感情を持っているか
6. 犯行による社会的影響が強いといえるか
7. 犯人の年齢はいくつか
8. それまでに前科はあるか
9. 犯行後の態度はどうか

最高裁は、9つの要素を中心に「その犯行が誠に重大であって、刑罰のバランスや同じような犯罪を



予防するという目的からしても極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」と述べました。これが永山事件の判決です。

最高裁判所が過去 30 年間の裁判例を調査した結果によれば、我が国においては、亡くなった被害者の数が 1 人の場合には、特別な事情がない限りは、原則として死刑にならないというのが、「過去の裁判の傾向」ということとなります。

永山事件の最高裁判決は、死刑にするかどうかを考えるに当たって検討しなければならないチェック項目を指摘したに過ぎません。「基準」でも何でもありません。最高裁判所は、「死亡被害者の数」という特定の要素だけに注目して、死刑にするかどうかを決めるといっているわけではないのです。

内閣府が平成 21 年 12 月に行った国民の意識調査によれば、国民の 85.6% が死刑制度に賛成しています。

命の価値は平等です。1 人の尊い人間の命を勝手に奪い、それが二度と元に戻らない以上、加害者は自らの命を差し出す以外に償いの術はないはずで、「法の下での平等」を実現するには、殺害された被害者の数に関係なく、死刑を科するという姿勢が重要なのです。

平成 21 年 5 月から、裁判員裁判が始まり、刑事裁判に一般の国民が参加するようになりました。国民の考える正義を刑事裁判に反映させる仕組みができあがったといえます。裁判員が下した「死刑」と

いう結論を、「過去の裁判の傾向とは違う」などという理由で高等裁判所の裁判官がひっくり返すことは許されません。

計画性について

弁護士 中村 竜一

私が今日、お話することは、「計画性がない」ということが、本当に刑を軽くする理由になるのか、ということです。そのために 2 つの事件をご紹介します。

まず、松戸女子大生殺害事件です。これは、犯人が、強盗致傷の前科が 2 つもありながら、出所後わずか 3 か月足らずの間に、強盗殺人、強盗致傷、強盗強姦を含め合計 8 件の犯罪を繰り返した事件です。このうちの強盗殺人事件では、被害者の左胸には包丁での刺し傷が 3 つもあり、被害者の胸の骨が真二つに切断され、包丁の刃が折れた位、非常に強い力でした。さらには、このあと部屋に再び侵入して放火しています。この事件は、第 1 審は裁判員が入った裁判で死刑が言い渡されましたが、昨年 10 月 8 日、東京高裁で審理してこれを覆し、「無期懲役」を言い渡しました。

もう一つは、平成 19 年、埼玉で男が元交際相手の首をはさみで何度も刺して殺したというものです。犯人には前科が 5 つあり、女性に対する強盗、



傷害、強姦が含まれています。この事件で、検察官は、死刑を求刑しましたが、第1審、第2審ともに判決は「無期懲役」でした。1審2審ともプロの裁判官が判断した事件です。私の手元に最高裁判所がまとめた本があり、そこに「過去30年には、被害者1人の強盗殺人で、計画性がない場合に死刑となった事例はない」と書かれています。

2つの事件はいずれも、この過去の裁判所の判断に従っているわけです。計画性があった場合は重く処罰されると言われます。では、計画性が「ない」場合は、刑は軽くなるのか。最高裁がまとめた本にすら「犯行が計画的なものでもなくとも、状況を十分に認識した上で冷徹に敢行された場合などは、……『計画性がないこと』自体は量刑判断のポイントにはならない」と言っているのです。2人とも凶悪な前科を持ちながら、短い期間の間に、何人もの女性を無差別に狙って強姦を企て、殺害の方法も執拗で残虐極まりないものです。

千葉の事件で死刑を言い渡した第1審は、裁判員が入ったものでした。その判決では、計画性がなかったとしてもそれが死刑を避ける決定的な事情にはならないと言いました。裁判員たちは常識に従って「死刑」という結論を出したのだと思います。

しかし、プロの裁判官の判断は、「計画性がないから死刑にはできない」というものです。紙に書かれた過去のデータだけにとらわれ、判決に血が通っていないのです。

千葉の事件は上告されています。最高裁自身が、「『計画性がないこと』自体は量刑判断のポイントにはならない」と書いています。その記載には責任を持たなくてはなりません。

前科と死刑判決

弁護士 田島 寛之

みなさん、過去に2人も人を殺した人間が、刑務所を出たあと、また殺人をした場合でも死刑にならない、と聞いてどう思いますか？

「南青山強盗殺人事件」について、この加害者は、過去に妻を刺殺し、幼い2人の子どもも殺そうと自宅に放火して娘を焼死させた事件で懲役20年になっています。その後20年間服役して、刑務所を



出た後わずか半年で、強盗目的で被害者を包丁で刺殺しました。

この事件の第1審は裁判員裁判でした。判決では、犯人の殺意が強く、殺害の態様などが冷酷非情なこと、2人の生命を奪った前科がありながら、強盗の目的で被害者の生命を奪ったことを重視して、被告人を死刑にしました。しかし、昨年6月20日、東京高裁は、1審の死刑判決を破棄して、無期懲役としました。その判決理由は「被告人の前科は夫婦間の口論の末の殺人とそれを原因とする無理心中で、利欲目的の本件強盗殺人とは社会的にみて類似性は認められない、改善更生の可能性のないと言いが難い」。要するに、夫婦ゲンカを原因とする殺人と金欲しさの殺人とは違う種類の殺人で、犯人は更正するかもしれないと言っています。2人も人を殺したことがある人間が刑務所を出てからわずか半年で、もう一度人を殺す、果たしてそのような人間が、今後更生する可能性があるのでしょうか。

前科のある人がもう一度犯罪を行った場合、前科がない人に比べると刑が重くなると聞いたことがあるかもしれません。それは、前科がある人は犯罪をしてはいけないという気持ちが鈍っているからです。さらに、過去の犯罪と同じような犯罪をまたやった場合、悪質性が高いというのはお分かりいただけたと思います。

東京高裁は、夫婦ゲンカを原因とする殺人と金欲しさの殺人とは違う種類の殺人だとしています。しかし、人の命を奪うということにまったく変わり

ありません。

この事件の第1審の裁判員裁判の判決では「被告人は刑務所で服役している間、2人の生命を奪ったという罪をみつめ、生命の尊厳への思いを深めたはずにもかかわらず、出所からわずか半年で本件犯行に及んだ。人の生命を余りにも軽くみている。強い非難に値する」。裁判員裁判の判断と東京高裁の判断、どちらが常識的でしょうか。答えは明らかだと思います。

この事件は最高裁に上告されています。最高裁では、遺族の方ももちろん、国民が納得できる判断が下されなければなりません。

量刑相場と裁判員制度

弁護士 松本 卓也

みなさんは、我が国に裁判員制度が導入された理由を知っていますか。どうして、プロの裁判官だけで刑事裁判を行うのはダメなのでしょう。この理由を知ると、高裁の裁判官が量刑基準を根拠に裁判員裁判の判決を覆すことは、裁判員制度そのものの否定であるということをご理解いただけると思います。

裁判員制度を定めた「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」を見ると、第1条に「裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と書いてあります。司法制度改革審議会は、裁判員裁判を導入する意義について、「一般の国民が裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになる」としています。裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に役立つのは、刑事裁判に社会常識が反映されるからです。これが、裁判員制度が導入された理由です。

刑事裁判の中でも量刑は、最も社会常識が反映されるところです。最も社会常識が反映される量刑について、高裁の裁判官が、社会常識に欠ける量刑相場を根拠に、裁判員裁判の判決を覆すということは、裁判員制度そのものを否定するものです。

国民が参加した司法制度改革審議会、内閣、国会、つまり司法以外のすべてが「裁判所は国民の常識か



ら逸脱している。職業裁判官には任せられない」と判断して裁判員裁判を作りました。しかも、司法制度調査会の意見書は「裁判員の意見が評決結果に影響を与えるようにしなければならない」と釘をさしています。にもかかわらず、司法だけが、いまだに、従来のプロの裁判官による判断が正しいと信じているのです。

2009年8月6日、裁判員裁判第1号の判決が言い渡されました。東京都足立区の隣人女性の殺害事件で殺人罪に問われた被告人に対し、懲役15年の判決が言い渡された件です。この判決後に記者会見に出席された裁判員は、皆さん、真摯に事件に向き合って、人が人を裁くことの重みを感じ、評議を尽くし重責を果たした、そういう方たちでした。新しい、国民参加の司法制度が始まる、そういう印象を感じた会見でした。

裁判員制度は、裁判員に量刑も含めてどのような判断をすべきか、裁判員が自らの社会常識に照らし結論を出してもらう制度です。そのようにして出された結論を、プロの裁判官が作った非常識な量刑相場で覆すというのは、我々国民にとっては到底受け入れられることではありません。